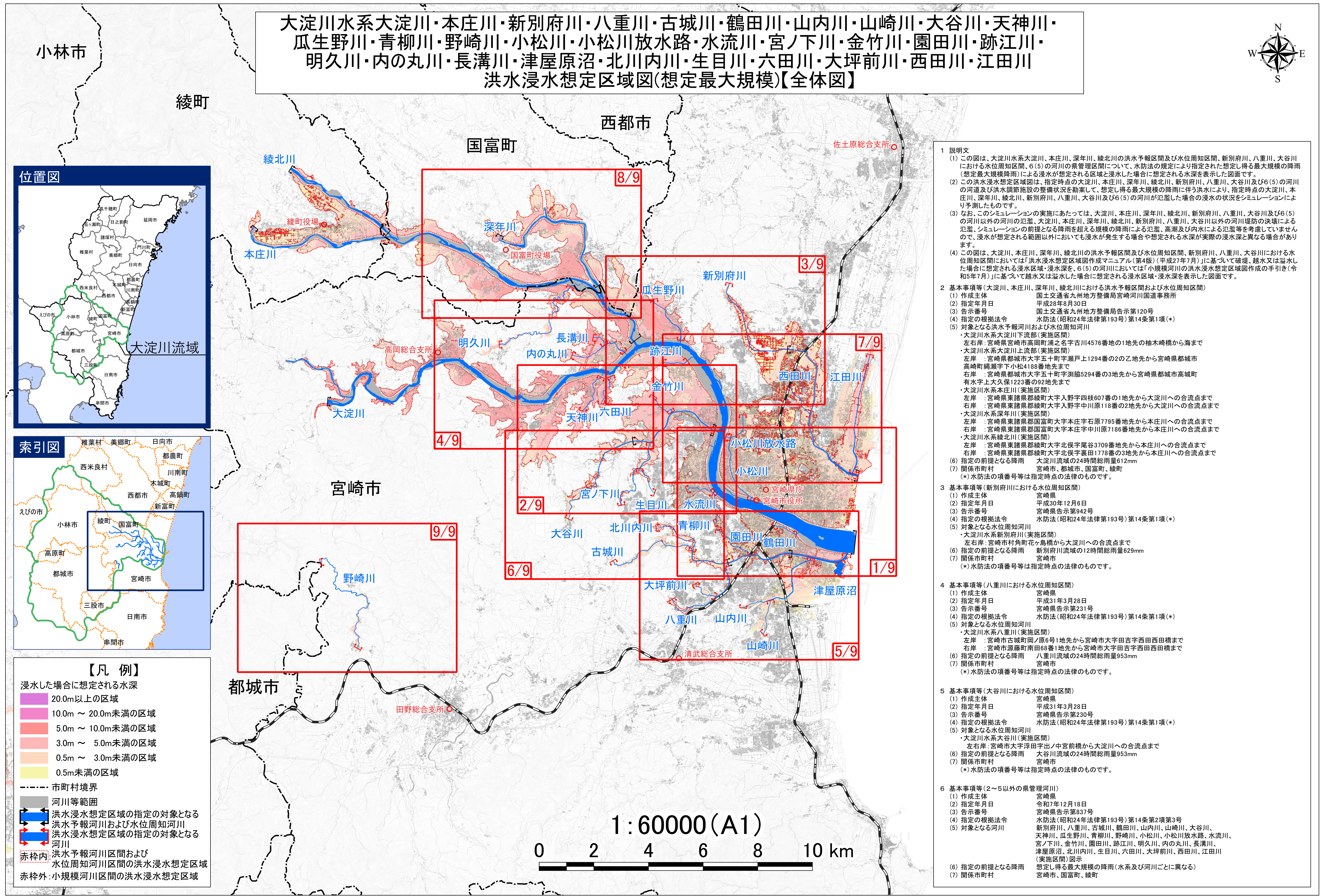
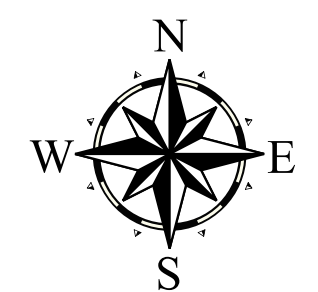




大淀川水系大淀川・本庄川・新別府川・八重川・古城川・鶴田川・山内川・山崎川・大谷川・天神川・
瓜生野川・青柳川・野崎川・小松川・小松川放水路・水流川・宮ノ下川・金竹川・園田川・跡江川・
明久川・内の丸川・長溝川・津屋原沼・北川内川・生目川・六田川・大坪前川・西田川・江田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模)【全体図】



- 【凡 例】
- 浸水した場合に想定される水深
- 20.0m以上の区域
 - 10.0m ～ 20.0m未満の区域
 - 5.0m ～ 10.0m未満の区域
 - 3.0m ～ 5.0m未満の区域
 - 0.5m ～ 3.0m未満の区域
 - 0.5m未満の区域
- 市町村境界
- 河川等範囲
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる
洪水予報河川および水位周知河川
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる
河川
- 赤枠内:洪水予報河川区間および
水位周知河川区間の洪水浸水想定区域
- 赤枠外:小規模河川区間の洪水浸水想定区域

- 1 説明文
- (1) この図は、大淀川水系大淀川、本庄川、深年川、綾北川の洪水予報区間及び水位周知区間、新別府川、八重川、大谷川における水位周知区間、6(5)の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川、新別府川、八重川、大谷川及び6(5)の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、指定時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川、新別府川、八重川、大谷川及び6(5)の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、新別府川、八重川、大谷川及び6(5)の河川以外の河川の氾濫、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、新別府川、八重川、大谷川以外の河川堤防の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、浸水が想定される範囲以外においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- (4) この図は、大淀川、本庄川、深年川、綾北川の洪水予報区間及び水位周知区間、新別府川、八重川、大谷川における水位周知区間においては「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(平成27年7月)」に基づいて破堤、越水又は溢水した場合に想定される浸水区域・浸水深を、6(5)の河川においては「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き(令和5年7月)」に基づいて越水又は溢水した場合に想定される浸水区域・浸水深を表示した図面です。
- 2 基本事項等(大淀川、本庄川、深年川、綾北川における洪水予報区間および水位周知区間)
- (1) 作成主体 国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所
- (2) 指定年月日 平成28年8月30日
- (3) 告示番号 国土交通省九州地方整備局告示第120号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(*)
- (5) 対象となる洪水予報河川および水位周知河川
- ・大淀川水系大淀川下流部(実施区間)
左右岸:宮崎県宮崎市高岡町浦之名字古川4576番地の1地先の柚木崎橋から海まで
 - ・大淀川水系大淀川上流部(実施区間)
左岸:宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上1294番の2の乙地先から宮崎県都城市高崎町縄瀬字下小松4188番地先まで
右岸:宮崎県都城市大字五十町字淵脇5294番の3地先から宮崎県都城市高城町有水字上大久保1223番の92地先まで
 - ・大淀川水系本庄川(実施区間)
左岸:宮崎県東諸県郡綾町大字入野字四枝607番の1地先から大淀川への合流点まで
右岸:宮崎県東諸県郡綾町大字入野字中川原118番の2地先から大淀川への合流点まで
 - ・大淀川水系深年川(実施区間)
左岸:宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字石原7795番地先から本庄川への合流点まで
右岸:宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字中川原7186番地先から本庄川への合流点まで
 - ・大淀川水系綾北川(実施区間)
左岸:宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字尾谷3709番地先から本庄川への合流点まで
右岸:宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字裏田1778番の3地先から本庄川への合流点まで
- (6) 指定の前提となる降雨 大淀川流域の24時間総雨量612mm
- (7) 関係市町村 宮崎市、都城市、国富町、綾町
- (*) 水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 3 基本事項等(新別府川における水位周知区間)
- (1) 作成主体 宮崎県
- (2) 指定年月日 平成30年12月6日
- (3) 告示番号 宮崎県告示第942号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(*)
- (5) 対象となる水位周知河川
- ・大淀川水系新別府川(実施区間)
左右岸:宮崎市村角町花ヶ島橋から大淀川への合流点まで
- (6) 指定の前提となる降雨 新別府川流域の12時間総雨量629mm
- (7) 関係市町村 宮崎市
- (*) 水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 4 基本事項等(八重川における水位周知区間)
- (1) 作成主体 宮崎県
- (2) 指定年月日 平成31年3月28日
- (3) 告示番号 宮崎県告示第231号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(*)
- (5) 対象となる水位周知河川
- ・大淀川水系八重川(実施区間)
左岸:宮崎市古城町岡ノ原6号1地先から宮崎市大字田吉字西田西田橋まで
右岸:宮崎市源藤町南田68番1地先から宮崎市大字田吉字西田西田橋まで
- (6) 指定の前提となる降雨 八重川流域の24時間総雨量953mm
- (7) 関係市町村 宮崎市
- (*) 水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 5 基本事項等(大谷川における水位周知区間)
- (1) 作成主体 宮崎県
- (2) 指定年月日 平成31年3月28日
- (3) 告示番号 宮崎県告示第230号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(*)
- (5) 対象となる水位周知河川
- ・大淀川水系大谷川(実施区間)
左右岸:宮崎市大字浮田字中ノ宮前橋から大淀川への合流点まで
- (6) 指定の前提となる降雨 大谷川流域の24時間総雨量953mm
- (7) 関係市町村 宮崎市
- (*) 水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 6 基本事項等(2～5以外の県管理河川)
- (1) 作成主体 宮崎県
- (2) 指定年月日 令和7年12月18日
- (3) 告示番号 宮崎県告示第837号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
- (5) 対象となる河川 新別府川、八重川、古城川、鶴田川、山内川、山崎川、大谷川、天神川、瓜生野川、青柳川、野崎川、小松川、小松川放水路、水流川、宮ノ下川、金竹川、園田川、跡江川、明久川、内の丸川、長溝川、津屋原沼、北川内川、生目川、六田川、大坪前川、西田川、江田川(実施区間)図示
- (6) 指定の前提となる降雨 想定し得る最大規模の降雨(水系及び河川ごとに異なる)
- (7) 関係市町村 宮崎市、国富町、綾町

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。『測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 7JHs 516』